



平成 27 年 12 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長 長倉 統己
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 経営管理本部 IR 担当 水野 明男
(TEL：03-5439-6580)

平成 27 年 8 月期の自己株式の取得に関するお知らせ

当社が、平成 27 年 7 月 30 日付「自己株式の取得及び事前公表型のオークション市場における自己株式の買付けに関するお知らせ」、及び平成 27 年 7 月 31 日付「事前公表型のオークション市場における自己株式の買付結果及び自己株式の取得終了に関するお知らせ」にて公表し取得いたしました自己株式の取得価額が、本日の取締役会において平成 27 年 8 月期に係る計算書類の承認をした時点で、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超えていることが確定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式を取得した理由

平成 27 年 7 月時点において、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社エスアンドピー「以下、エスアンドピーという。」は、保有する株式の一部を売却する意向を持たれていました。

当社株式は、業績やプレスリリースの内容が好材料・悪材料ともなかなか株価に連動しづらい状況にあり、これまで「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消し、業績の黒字化を達成した結果においても、株価水準に影響を及ぼし難い状況にありました。

この要因の一つとして、当社の主要株主である筆頭株主の保有比率による、弊社株式の流動性が低いことも原因であるものと想定しておりました。

この状況を総合的に勘案した結果、資本効率の向上を通じて、株主への一層の利益還元を行うとともに、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を行うため、定款の定めに基づき自己株式の取得を行うことには、株主を始めとするステークホルダーの利益になると考え、自己株式の取得を行うことは妥当性があるものと判断いたしました。

また自己株式の取得方法を選択する上では、一般株主にも公平に期間を与えるべく、特定株主からの取得とせずに、事前公表による自己株式の買付による方法を選択いたしました。

当社は、取得方法として、平成 27 年 7 月 30 日の終値（最終特別気配を含む）以下

の価格である45円での、平成27年7月31日の寄付けから東京証券取引所の売買立会における買付けを決定し、買付けの結果、当社普通株式8,800,000株を取得総額396,000千円にて取得いたしました。

なお、エスアンドピー以外に売付けた株主がいなかったため、当社の取得した株式の総数8,800,000株のうち、全株式が同社からの買付けとなりました。

2. 自己株式の取得金額が分配可能額を超えた経緯と現在の状況

当社の平成27年7月31日時点における自己株式の取得限度額は、分配可能額、すなわち、当社の場合、個別貸借対照表におけるその他資本剰余金及び利益剰余金の合計額「以下、剰余金合計額という。」400,000千円であり、これは自己株式の取得金額396,000千円を上回っております。

当社は純粋持株会社であり、事業による収益がないため、当社100%子会社である株式会社SBY「以下、SBYという。」と株式会社エコ・ボンズ「以下、エコ・ボンズという。」から、当社の維持管理コスト相当分を経営指導料及び業務受託料「以下、経営指導料等という。」として徴収し収益としております。

当社は子会社への経営指導料等の配分比率を、子会社各社の収益を総合的に勘案してSBY32%、エコ・ボンズ68%としておりました。

この比率で経営指導料等を配分すると、平成27年8月期末時点においても、個別貸借対照表における剰余金合計額は423,810千円となり、自己株式の取得価額を上回っております。

しかし、平成27年10月26日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、エコ・ボンズの平成27年8月期第3四半期の営業取引について、売上高を総額計上からマージン相当額の純額計上とする会計処理に訂正し、平成27年8月期第4四半期の一部の営業取引については、取引実態をより適切に反映するため会計監査人と協議の上、仕入れに伴う地位譲渡、土地売買、地上権譲渡、土地造成業務委託に係る支払額相当を仕掛販売用不動産、商品売買に係る支払相当額を仮払金として処理し、販売に伴う入金額相当を仮受金処理としたうえで、平成28年8月期以降において取引として完結したと看做される客観的証拠が充足した時点で収益認識するものとしたしました。

これにより、エコ・ボンズの平成27年8月期の売上高が当初想定しておりました1,056,000千円から62,100千円へと大幅に減少したため、平成27年10月末時点で、会計監査人から経営指導料等を従来の配分比率ではなくSBY50%、エコ・ボンズ50%の比率で配分するように指導されました。

当社としましては、エコ・ボンズの売上高は大幅に減少しているものの、セグメント利益では、SBY△21,597千円に対して、エコ・ボンズ39,724千円と依然エコ・ボンズの比重が高かったため、従来どおりの配分が妥当であるとの認識を持っておりましたが、会計監査人の見解はエコ・ボンズの売上高が大きく減少して配分の根拠が不明確になったことから、50%ずつ配分するべきというものでした。

協議の結果、会計監査人の指導を受け入れたことから、SBYへの経営指導料等の配分額が増加してSBYの純資産が44,323千円に減少し、当社が保有するSBY株式(取得原価121,000千円)に著しい下落が生じて当社の個別財務諸表において子会社株式評価損76,676千円を計上いたしました。

この結果、当社の平成 27 年 8 月期末の剰余金合計額は 347,134 千円となり、自己株式の取得金額 396,000 千円が当該剰余金合計額を 48,865 千円超過することとなりました。

本日の取締役会において、平成 27 年 8 月期に係る会計監査人及び監査役会の監査済計算書類の承認を受けた時点で、自己株式の取得金額が剰余金合計額（会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額）を超過していることが確定したものです。

3. 今後の予定

本件が平成 27 年 8 月期の連結業績に与える影響はございません。

当社は、今後、自己株式の取得金額が剰余金合計額を超過している部分の補てん方法を検討するとともに、本件における会社法が規定する取締役等の過失の有無、程度及び責任の所在等については監査役会にて検討するものといたします。

本件に関して経過、及び新たに開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

株主様・投資家をはじめ取引先及び市場関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上